小規模な飲食店等に対する消火器の設置が 2019年10月1日から義務化されます

改正前

延べ面積 150 ㎡ (木造の場合は延 べ面積 100 m) 以上の飲食店等に 消火器の設置が必要

改正後(2019年10月1日から)

原則として、延べ面積に関わら ず飲食店等に消火器の設置を義 務付け

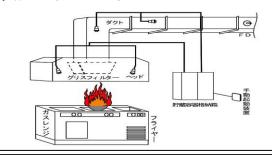


ただし、次の設備・器具を使用する場合は、消火器設置の必要はありません。

火を使用する設備・器具に調理油過熱 防止装置(Si センサー)を設けた場合



火を使用する設備・器具に自動消火 装置を設けた場合



圧力感知安全装置付きのカセットコン 口のみで調理を行う場合



火を使用する設備・器具を設けてい ない場合(IHコンロのみの場合など)



【消火器の点検について】

設置が義務付けられた消火器は、6カ月ごとに点検し、その結果を年に1回所 定の様式で消防機関に報告が必要です。なお、点検報告の書類作成には、総務省 消防庁提供のスマートフォンアプリ「消火器点検アプリ試行版」をご利用くださ い。「Google Play」や「App Store」などでダウンロードが可能です。





アプリはURLまたはQRコードからダウンロードできます。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html

【問い合わせ先】

口福島市消防本部予防課

口福島消防署予防係

口福島消防署清水分署

口福島消防署西出張所

Tel 024-534-9103

Tel 024-534-9105

Tel 024-557-5415

Tel 024-591-4628

口飯坂消防署予防係

□飯坂消防署東出張所

口福島南消防署予防係

口福島南消防署信夫分署

□福島南消防署杉妻出張所

Tel 024-542-2986

Tel 024-553-7796

Tel 024-547-3119

Tel 024-593-1900

Tel 024-546-2910